

令和5年地方分権一括法における公立大学法人の年度計画及び年度評価の廃止

現行制度の概要

- 地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)上、公立大学法人は毎事業年度の開始前に、その事業年度の業務運営に関する計画(年度計画)を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
 - また、公立大学法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価(年度評価)を受けなければならない。
- 〔 ※ また、公立大学法人においては、設立団体の長は6年間で達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、公立大学法人は中期目標を達成するための計画(中期計画)を作成し、設立団体の長の認可を受けるとともに、公表しなければならない。 〕

国立大学法人の制度改正

- 令和3年度の国立大学法人法(平成15年法律第112号)の改正において、年度計画及び年度評価を廃止。
 - 廃止後においても、国立大学法人の担う業務の公共性及び透明な業務運営を確保する観点から、中期計画に定める事項として、「教育研究の質の向上に関する目標」及び「業務運営及び効率化に関する目標」を達成するためにとるべき措置の実施状況に関する指標を追加。
- 〔 ※ 具体的には、例えば、中期目標期間終了時まで、「卒業生の県内就職率を年平均○%以上にする」、「自治体や地元民間企業との共同研究契約数を年平均○件以上とする」等、客観的な数値、取組内容や達成水準に関する指標を定めることとされている。 〕

地方公共団体からの提案

- 今般、地方分権提案において、公立大学法人における年度計画の策定及び年度評価の実施について、国立大学法人法の改正に倣い、廃止してほしい旨、地方公共団体から提案があった。
- 提案理由としては、公立大学法人及び設立団体が、毎年度の年度計画及び年度評価に関する業務により多大な事務量が生じており、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分に振り分けられないことが挙げられた。

⇒ 令和5年地方分権一括法において、地方独立行政法人法の改正を行い、公立大学法人に関しても、国立大学法人法と同様に、中期計画の記載事項として、中期目標を達成するためにとるべき措置に関する指標を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止する。

公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止

現
行

○公立大学法人においては、以下の事項が**毎年度義務付け**られている



- ・年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、評価委員会の年度評価を受ける

（設立団体の長の
附属機関）

※国立大学法人においては、
年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

支障

- 公立大学法人：
中期計画（6年）があるにもかかわらず**毎年の策定は負担**
- 地方公共団体（設立団体）：
年度評価に係る事務負担が大きい



教育の質の向上や地域貢献に
十分に取組みしていない

見
直
し
後

○国立大学法人の例を踏まえ、
年度計画及び年度評価を廃止

中期計画の期間中の年度評価が6回→2回に！



評価	評価	評価	中間評価	評価	最終評価
1年	2年	3年	4年	5年	6年
			中間評価		最終評価

効果

- 地域における高等教育機会の提供や、
地域社会での知的・文化的拠点としての業務を行うことができる

公立大学が**本来の役割に資する業務**に一層取り組むことが可能に！

